

仁戸名自治会 令和6年度定期総会

令和7年3月30日(日)18時～ 自治会館大広間

1. 振り込め詐欺の被害が多発しています。留守番電話機能を使い、少しでも怪しい場合は本人に確認したり、知人・警察へ相談しましょう。
2. 屋根の修理などと偽る悪質訪問販売、空き巣、忍び込みに注意しましょう。ご近所同士、高齢者や独居世帯に声を掛け合しましょう。
3. 毎月第3日曜日は廃品回収です。自治会の収入になります。
4. 町内活動(石橋山・自治会館清掃・防災訓練・地区運動会・新年会・バス旅行など)に参加しましょう。日頃のご近所づきあいが大切です。
5. 高齢者・独居世帯に気を配りましょう。高齢者の世帯が困っていたら(枝落し、買い物、通院など)地区の社会福祉協議会の支援サービスがありますので、会長か民生委員までどうぞ。
6. 町を花で一杯にしましょう。自宅周辺や町内の美化に気を配り、仁戸名自治会を誇れる町内会にしましょう。
7. ごみを減らし、子どもたちの未来につなぐ環境を考えましょう。プラスチック(PP、PE 製)のペットボトルキャップはごみステーションの小袋に分け入れ、一杯になったら自治会館玄関右脇に置いてください。
8. 玄関先の掃除や散歩のときなど、子どもたちにおはよう、おかえりの声かけを。学校セーフティウォッチャー(黄色い腕章)にご協力を。
9. 自治会に加入しましょう。ごみステーション設置・管理、回覧、街灯電気代、公園清掃、道路や公園の整備申請などは自治会が担っています。
10. 大地震などで避難する場合は、外の安全を確認してから、まず第3公園へ。仁戸名自治会の公共避難所は「仁戸名小学校」です。
11. 日本の伝統や文化を子どもたちに伝えましょう。平和な暮らしは伝統・文化によって繋がって行きます。祝日には国旗を掲げましょう

総 会 次 第

1. 開会の言葉
2. 会長挨拶
3. 出席者数・議決数確認(欠席者には、R6年度の班長さんが資料を届けてください)
4. 書記選出
5. 議案審議

第1号議案 令和6年度活動報告

第2号議案 令和6年度収支決算報告、監査報告

第3号議案 令和7年度活動計画(案)

第4号議案 令和7年度予算(案)

第5号議案 令和7年度役員(案)

第6号議案 令和7年度防災会防災計画(案)

第7号議案 仁戸名自治会会則(案)

参考 仁戸名自治会防災会規約

第8号議案 仁戸名自治会館管理規則・使用規定(案)

参考 仁戸名自治会の歩み

参考 仁戸名自治会 班別世帯数状況

参考 仁戸名自治会マップ

参考 防災用品・備品目録

参考 班長の仕事

6. 新役員紹介
7. 新会長挨拶
8. 閉会の言葉

仁戸名自治会ホームページ <http://www.nitona.net>

◇お願い・連絡事項◇

1. 自治会内の清掃活動へ参加してください。
(毎月第2日曜日 石橋山:1~2回/年、自治会館:1~2回/年)
※班ごとの当番表は本資料の「活動計画」にあります。
2. 毎月第3日曜日は廃品回収です。自治会の収入になりますのでご協力ください。(当日は業者が回収前に放送しながら巡回します。雨天中止の場合もありますので、必ず放送を確認後、自宅前(通りから見えるところ)かごみステーションに出してください)
3. 訃報はまず班長へお知らせください。班長はご家族の意向(回覧希望)を確認し、希望する場合は速やかに自分の班に回覧し、1枚を会長まで届けてください。会長が他の班に回覧手続を行います。
4. このエリアの民生委員は【仁戸名自治会 N班:〇〇さん】です。
5. 消火器、火災報知器を各世帯で設置しましょう。
家具の倒壊防止金具などの対策を講じましょう。

【社会福祉協議会「見守り活動事業」】 平成27年度より

町内の高齢者や障害者をさりげなく見守る「見守り活動」があります。ご近所のボランティア希望者が「新聞・郵便受けが溜まっていないか」、「洗濯物が出し放しになっていないか」、「雨戸が閉まったままになっていないか」などの見守り活動を行うものです。

仁戸名自治会も見守り希望者が登録されています。本来は他所の人に見守りをお願いするのではなく、自治会の班のお付き合いでお互いがいたわり合い、自然な見守りがされることが目指すべき姿です。 ※見守りを希望する方、ボランティアを引き受けてくれる方は自治会長までご連絡ください。

班長の決め方について【毎年、必ず数件の問い合わせがあります。班長の決め方については、自治会で定めていません。各世帯の事情に配慮して、助け合いの精神で、各班毎に話し合いで決めてもらっています。班は自治会活動ということより、お互いが安心して気持ちよく暮らす為の生活の基盤となるものです。ときには順番を代えるなど、弱者をいたわり、挨拶や回覧・自治会活動など、積極的にふれあい、お互いに理解しあうように努めましょう】

令和6年度活動報告

I 自治会・防災会関係

1. 会員動向: 令和7年3月2日現在会員数 201世帯(アパート、マンションなどの集合住宅は除く)
 令和6年度新規入会: 6世帯(3班:1、4班:2、6班:1、11班:1、12班:1)
 令和6年度退会 : 4世帯(3班:2、13班:1、16班:1)
 令和6年度弔事 : 6件(5班:1件、7班:1件、10班:1件、11班:1件、14班:1件、16班:1件)
2. 役員・班長会議の開催
 定例会議の開催12回:(毎月第1日曜日(5月と1月は第2日曜日)、19時～、自治会館)
3. 清掃活動の実施
 石橋山・自治会館清掃活動を下記のように実施しました。

<石橋山>

月日	担当班		参加人数		参加率%		備考
4月14日	15	16	11	6			
5月12日	1	3	4	1			
6月9日	4	5	8	4			
7月14日	6	7	10	14			
8月11日	9	10	8	10			
9月8日	11	12	10	7			
10月13日	13	14	7	12			
11月10日	15	16	12	5			
12月8日	1	3	5	4			
1月12日	4	5	9	6			
2月9日	6	7	7	16			
3月9日	9	10	7	9			

※石橋山の落ち葉はごみにせず、緑地内に戻しましょう。

(やがて腐葉土になり、土に戻ります)

<自治会館>

月日	担当班		参加人数		参加率%		備考
4月14日	7	9	13	10			
5月12日	10	11	5	6			
6月9日	12	13	7	10			
7月14日	14	15	7	10			
8月12日	1	16	2	3			
9月8日	3	4	3	8			
10月13日	5	6	4	5			
11月10日	7	9	13	7			
12月8日	10	11	9	10			
1月12日	12	13	9	9			
2月9日	14	15	11	10			
3月9日	1	16	6	5			

4. 町内環境の整備

- ・石橋山樹木枝落とし、倒木予見樹木の伐採(会長・千葉市公園管理課)
 - ・石橋山花壇整備(仮払い機による除草2回、清掃当番、一部の有志)
 - ・石橋山下道路の舗装補修依頼(千葉市中央美浜土木事務所)
 - ・石橋山の不法投棄ごみ除去
 - ・5班市道舗装補修依頼
 - ・防犯街灯修理依頼(6灯)
 - ・4班新ごみステーション整備(カラス除けネット設置)、1班、5班、11班ごみステーション補修
 - ・一部ごみステーションにマナー違反警告看板を設置
 - ・石橋山土手の雑草刈払い(千葉市公園管理課)
 - ・ペットボトルキャップ回収(ごみステーションに回収袋を設置し、班長が自治会館脇に持ち寄る)
 - ・廃品回収(毎月第3日曜・12回)
 - ・仁戸名第3公園 ブランコ交換工事完了(千葉市公園管理課)
 - ・4班宅地造成工事に伴う各種苦情対応
 - ・防犯街灯を新設(7班1灯、3班1灯)
 - ・石橋山下～仁戸名坂を仁戸名小学校通学路として申請(R7年度、グリーンベルト設置予定)
 - ・町内側溝の清掃(千葉市中央美浜土木事務所)
 - ・防災備品の目録作成、回覧
 - ・空き家の樹木伐採(1件) 10月19日(連協と協働)
5. 寄付活動・地域行事への祝儀・参加(ふるさとまつり手伝い、ふれあいレクスポはお手伝いのみ)
- ・赤い羽根共同募金、千葉市を美しくする会、日赤募金、歳末たすけあい 各10,000円
6. 仁戸名自治会館運営
- (館長:〇〇さん、副館長:副会長、会計:会長、会計監査:前年度会計)
7. 仁戸名小学校セーフティウォッチャー協力
- セーフティウォッチャー4名の登録を行い、12回の同伴下校を実施。
8. ごみステーションでのペットボトルキャップ回収
- ペットボトル(金属を除く)キャップの回収を奨励しました(ゴミステーションに回収袋を設置奨励)
- 自治会館脇に集積し、千葉市が回収してリサイクルしています。(千葉市の引き取り 3回)
9. ふれあいレクスポ(地区レクレーション大会)→不参加(半日開催の為)
10. バス旅行(高尾山) 11月24日 参加38名
11. 門松カードの購入および各家庭への配布(2枚づつ)
12. 新年会→子ども会と合同で餅つきに変更(参加約50名) 1月12日
13. 自治会研修会→アルパコンサート実施(N班の〇〇さんグループ) 2月22日 参加35名
14. 千葉市行政事務委託(行政回覧・全戸配布)
15. 毎月第3日曜日に資源回収(廃品回収)・・・今年度22,760円の収入
16. 地区クリーン活動に参加 5月18日
17. 自治会館の活用(ダンス教室、シニア体操、ポッチャ、料理教室)
18. 自治会ホームページ運営
19. アパートの自治会費徴収の促進(7棟の管理会社と協議し、R6年度より徴収実施、75,600円)
20. 会計監査 令和7年3月15日(会計は3月11日以降、次年度扱いとします)

II 松ヶ丘中学校地区町内自治会連絡協議会(連協)・地域運営委員会関係

月 日	行 事 名	場 所
令和6年4月14日(日)	地区内各種団体の総会	松ヶ丘公民館
令和6年4月21日(日)	地区自治会連協研修会	自治会館
令和6年5月18日(土)	地区クリーンデー	仁戸名小学校
令和6年6月4日(火)	地域運営委員会関係負担金納付	振込
令和6年7月6日(土)	認知症サポート口座	松ヶ丘公民館
令和6年8月3日(土)	地区自治会連協ブロック研修会	ひだまり
令和6年8月23～25日	ふるさとまつり・準備・片づけ手伝い	松ヶ丘小学校
令和6年8月25日(日)	9都県市合同防災訓練	仁戸名小学校
令和5年9月8日(日)	地区 防災研修	松ヶ丘小学校
令和6年9月14日(土)	地区ふれあいレクスポ打合せ	松ヶ丘公民館
令和6年9月29日(日)	地区敬老会手伝い	松ヶ丘中学校
令和6年10月12～13日	地区ふれあいレクスポ・準備・手伝	松ヶ丘中学校
令和6年11月17日(日)	地区防災訓練	松ヶ丘小学校
令和6年12月14日(土)	地区自治会連協ブロック研修会	ひだまり
令和7年1月19日(日)	地区新年受賞祝賀会	松ヶ丘公民館
令和7年2月9日(日)	地区防犯研修	松ヶ丘小学校
令和7年2月23日(日)	仁戸名小学校避難所運営訓練	仁戸名小学校
令和7年3月15日(土)	地区AED講習会	松ヶ丘公民館

III 第16地区 防災・防犯・環境関係

1. 防災・防犯関係のパンフレットを回覧ならびにポスターの掲示
2. 避難所用備蓄品、他
 - ①2L×12本購入(期限切れのものは廃棄せずに活用する)
 - ②12L×11箱(期限切れ、仁戸名小より譲り受け)

※洗濯機、冷蔵庫、応接セット、ポータブルトイレ、は過去に寄付受け入れ済
3. 防災・その他 備品目録の作成(本資料の最後に添付)
4. カセットガスボンベ式発電機の動作確認
5. 夜間パトロール(青パト)

1名(会長)が登録し、年9回実施。

★班長貸与消火器の回収、廃棄

各世帯の消火器の設置が進んできましたので、班長に預けていた消火器は2020年をもって自治会での管理を終了しました。(新規の交換はしません)
(不要になった消火器は、自治会館玄関に置いてください)

IV 仁戸名自治会館関係

1. 消防関係

- ①消防用設備等の点検実施・届出 ※本年度 実施せず
- ②消防訓練の実施(非常避難口確認)令和7年2月2日(毎月の班長会議にて確認)

2. 設備修繕・清掃、その他

- ①内外の清掃活動、除草・枝落とし 毎月第2日曜(自治会の班ごとの輪番)
- ②消耗品の補充(トイレトーパー、洗剤、掃除機集塵パックなど)
- ③周囲の除草剤散布(会長 2回)
- ④1階床板の補修(上貼り) 370, 550円
- ⑤2階エアコン修理 36, 410円

※1階トイレ(男女とも)床の排水が詰まっているので、水洗いは禁止。

3. その他

- ①会計監査 令和7年3月15日(会計は3月11日以降、次年度扱いとします)
- ②自治会館の避難所指定について
令和2年12月、千葉市地域避難施設認定を受けました。(R7年度更新予定)
※災害時に避難所として使用された場合、千葉市に連絡すれば物資配給の対象になります。

○自治会館土地借用契約(3年ごと) 千葉市(無償)

...

平成23年4月～
平成26年4月～
平成29年4月～
令和2年(2020年)4月～
令和5年(2023年)4月～

○自治会館火災共済(5年ごと) 千葉県火災共済協同組合(248, 750円)

...

平成25年7月24日～
平成30年(2018年)7月24日～
令和5年(2023年)7月24日～

○自治会館補修履歴

...

平成25年外壁塗装、屋根塗装
平成25年1階エアコン設置(ダイキン社製)
令和6年1階廊下床上貼り工事
令和6年2階エアコン リモコン交換(三菱電機社製)



「ご近所」は・・・「ご近助」

令和6年度収支決算報告書

1. 収入の部

科目	今年度予算額	今年度決算額	増減額	摘要
前年度繰越金	740,449	740,449	0	現金¥0 預金¥740,449
自治会費	760,000	792,600	32,600	3,600円/年、他途中入会、アパート特別会費
活動費	160,000	114,000	△ 46,000	バス旅行(3,000)、新年会(2,600)個人負担分参加費
事務補助金	80,000	80,900	900	一般事務協力費、日赤、共同募金手数料
資源回収補助金	20,000	22,760	2,760	千葉市収集業務課(廃品回収)
防犯灯補助金	170,000	125,120	△ 44,880	電気料金の75%、設置費の80・85%、R6年度166,440円未入金※
防災会補助金	0	0	0	
市民の森補助金	150,000	150,000	0	千葉市公園管理課より(石橋山清掃)
自治会普通預金利息	10	576	566	(株)京葉銀行 普通預金(2回)
防災会普通預金利息	0	0	0	(株)京葉銀行 普通預金(自治会と統合済、閉鎖予定)
雑収入	0	0	0	
計	2,080,459	2,026,405	△ 54,054	

※R7年3月～4月入金予定(千葉市に確認済)

2. 支出の部

科目	今年度予算額	今年度決算額	増減額	適用
活動費	360,000	282,205	77,795	バス旅行、1-6地区運動会、新年会、餅つき
役員活動費	71,000	74,000	△ 3,000	会長3万円、副会長5千円×3、会計5千円、班長3千円×7
負担金	400,000	397,210	2,790	千葉市森林組合、地区地域運営委員会、自治会館
防犯灯電気料金	210,000	246,544	△ 36,544	防犯灯電気代
防犯灯修繕費	0	173,800	△ 173,800	LEDリース化により修理支出なし、新規2灯工事80%補助
事務費	50,000	89,141	△ 39,141	班長会議・総会資料コピー代、事務用品
会議費	20,000	0	20,000	班長会議、総会お茶代
渉外費	6,000	8,000	△ 2,000	連協研修会費
寄付金	40,000	40,000	0	日本赤十字社、共同募金、千葉市を美しくする会、歳末助け合い
慶弔費	12,000	21,554	△ 9,554	香典、香典袋
環境整備費	150,000	58,471	91,529	石橋山、自治会館清掃謝礼(ゴミ袋)、ごみステーション整備、他
防災会運営費	20,000	861	19,139	防災用品(保存飲料水)
手数料	0	660	△ 660	銀行手数料-他
予備費(繰越金)	741,459	0	741,459	
計	2,080,459	1,392,446	688,013	

3. 令和6年度決算金処分

収入金額	2,026,405
支出金額	1,392,446
差額残金	633,959

以上の差額残金を次年度に繰り越します。

内訳 現金 0 円
 預金 633,959 円

会長

会計

4. 令和6年度監査報告

令和5年度の会計について帳簿ならびに関係書類をいずれも適正に処理され正確であることを報告します。

2025/3/15

会計監査

令和6年度 仁戸名自治会館運営収支会計決算報告書
(令和6年3月11日～令和7年3月10日)

収入の部

項目	予算金額	決算金額	増減金額	摘要
前年度繰越金	3,603,246	3,603,246	0	預金＋現金
会館運営費	240,000	240,000	0	100円×12ヶ月×200世帯
会館使用料	60,000	38,000	△ 22,000	令和6年4月～令和7年3月
預金利息	30	1,397	1,367	
収入合計	3,903,276	3,882,643	△ 20,633	

支出の部

項目	予算金額	決算金額	増減金額	摘要
電気料金	160,000	151,912	8,088	東京電力(従量、低圧)
ガス料金	12,000	10,502	1,498	東京ガス
水道料金	25,000	21,026	3,974	千葉県水道局
下水道料金	0	0	0	(水道料金に統合)
防災関係費	0	0	0	
改修修理費	10,000	406,960	△ 396,960	1階廊下修繕、2階エアコン
管理費	75,000	5,000	70,000	セブンイレブン謝礼
運営雑費	10,000	5,057	4,943	消耗品(蛍光灯、他)
支出合計	292,000	600,457	△ 308,457	

収支計算

収入合計	3,903,276	3,882,643	△ 20,633	
支出合計	292,000	600,457	△ 308,457	
収支決算額	3,611,276	3,282,186	△ 329,090	

預金	2,947,410	
現金	334,776	
合計	3,282,186	(翌年度繰越金)

監査結果

上記について関係帳簿及び証拠書類等を監査した結果、事実と相違ないことを確認しここに報告します
令和7年3月15日

**会計監査
会計
館長**

仁戸名自治会館使用(申し込み)状況(令和6年度)

月	1階ホール 厨房	2階大広間	2階8畳和室	2階6畳和室	合計使用回数	入金額
4月	7				7	2,000
5月	6				6	
6月	6		3		9	2,000
7月	14		1		15	2,000
8月	7		2		9	2,000
9月	8		1		9	2,000
10月	6		1		7	2,000
11月	6		1		7	2,000
12月	6		2	1	9	8,000
1月	6		1		7	2,000
2月	7		1		8	2,000
3月	7	3	1		11	12,000
合計	86	3	14	1	104	38,000

※自治会員使用(無料貸し出し)も見含みます。

※使用実績ではなく申し込み回数を表示しています。(使用中止したものも含みます)

※2025年3月18日2階和室使用は会計締め時点(3月10日)で未入金のため、翌年度に計上



あいさつは人と人をつなぐ道

令和7年度 活動計画(案)

I 自治会関係

1. 定例役員班長会の開催: 毎月1回(曜日と時間は第1回班長会議で決定)
2. 町内環境整備の実施(防犯灯の維持管理、ごみステーションの整備、ごみ削減への取り組み=ペットボトルキャップ回収、など)
3. 防災活動の推進(防災訓練、避難所訓練、研修会等への参加、備品・備蓄品の購入、他)
4. バス旅行、新年会(餅つき)、研修会、自治会館活用事業等の住民交流活動の実施
5. 松ヶ丘中学校地区各種行事への参加(ふるさとまつり、ふれあいレクスポ、敬老会、学校セーフティウォッチャー、防犯パトロール、地区合同清掃活動、新年祝賀会、など)
6. 仁戸名自治会館運営(同好会、各種教室などの奨励)
7. 石橋山清掃・花壇整備、自治会館清掃の実施
(清掃実施の班は前もって班長が回覧(できるだけ個別配布をお願い)で周知します。
毎月第二日曜日(石橋山については雨天の場合は次週に順延)
各班の実施日は次頁の通りですので、全員の参加をお願いします。)
8. 廃品回収の実施(千葉県資源回収補助対象)
H24年度に山鳩子ども会から事業を引き継ぎ、千葉市に回収団体登録を行っています。
自治会の収入になりますので、皆様のご協力をお願いします。
毎月第3日曜日の朝9時までに自宅前(大通りから見えやすい場所)かごみステーションに出してください。
荒天の場合は中止。当日、回収前に業者が案内放送をしながら巡回します。
(注意:中止の場合、放送はなし。翌日月曜日1回に限って延期。やはり巡回放送あり)
9. 高齢者・独居世帯の把握と扶助対策の検討(高齢者見守り制度の利用呼びかけなど)
10. 町内会ホームページの運用(各種連絡事項、活動の紹介、防犯・防災情報など)
11. 各種申請・要望事項のとりまとめ
・道路補修、カーブミラー設置、防犯街灯設置、ゴミステーション設置、空き家対策など。
12. 行政事務委託(回覧・配布・アンケート実施など)
13. 町内環境整備の促進(植栽・美化・衛生、ごみ出しルール徹底など)
14. 子ども会活動、高齢者福祉活動への協力
15. 自治会館整備
16. アパートなどの集合住宅の加入促進
17. 空き家の各種(除草、樹木伐採など)対策

※自治会館を利用したサークル活動・同好会発足を推進します。

(ガーデニング、旅行・歩こう会、カラオケ、写真、パソコン、料理教室…)

令和7年度サークル活動予定(仁戸名自治会館)

1. シニアリーダ体操
2. ダンス教室
3. ボッチャ
4. 料理教室

石橋山清掃活動:第2日曜日 9時～(雨天は次週に順延)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1班				●							●	
3班				●							●	
4班					●							●
5班					●							●
6班						●						
7班						●						
9班							●					
10班							●					
11班	●							●				
12班	●							●				
13班		●							●			
14班		●							●			
15班			●							●		
16班			●							●		

自治会館清掃活動:第2日曜日 9時～(雨天実施)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1班							●					
3班	●							●				
4班	●							●				
5班		●							●			
6班		●							●			
7班			●							●		
9班			●							●		
10班				●							●	
11班				●							●	
12班					●							●
13班					●							●
14班						●						
15班						●						
16班							●					

※第1回清掃まで日がありません。4月13日(日)の当番班(11・12班、3・4班)はご注意ください。

※石橋山の落ち葉はごみにせず、緑地内に戻しましょう。(やがて土に還ります)

II 仁戸名自治会館関係

1. 貸出管理、会計管理

自治会館利用の申し込みは館長にお申し込みください。(別紙 自治会役員の頁を参照)

2. 消防・防災管理(防火設備点検)

3. 設備の保全・清掃管理

自治会館清掃活動を行うときは、入り口にある注意事項を参照して下さい。

4. 電気契約(低圧契約)の見直しとエアコン交換を検討する。(電気代節約の為)



「行動」は・・・「考動」

第4号議案

令和7年度 仁戸名自治会 収支予算書(案)

1. 収入の部

科目	7年度予算額	6年度決算額	増減額	摘 要
前年度繰越金自治会	633,959	740,449	-106,490	
自治会費	750,000	792,600	-42,600	3,600円×200世帯+アパート管理会社
活動費	110,000	114,000	-4,000	バス旅行、新年会・餅つき 参加費
事務補助金	80,000	80,900	-900	一般事務協力費、日赤、共同募金補助金
資源回収補助金	20,000	22,760	-2,760	千葉県収集業務課(廃品回収)
防犯灯補助金	320,000	125,120	194,880	電気料金の75%、修理費の80~85%
防災会補助金	0	0	0	
市民の森補助金	150,000	150,000	0	千葉県公園管理課より(石橋山清掃)
自治会普通預金利息	500	576	-76	㈱京葉銀行 普通預金(2回)
防災会普通預金利息	0	0	0	㈱京葉銀行 普通預金(R3年度 自治会予算へ併合)
雑収入	0	0	0	
計	2,064,459	2,026,405	38,054	

2. 支出の部

科目	7年度予算額	6年度決算額	増減額	適 用
活動費	300,000	282,205	17,795	バス旅行、16地区運動会、新年会・餅つき
役員活動費	74,000	74,000	0	会長3万円、副会長5千円×3、会計5千円、班長3千円×8
負担金	400,000	397,210	2,790	千葉県森林組合、地区地域運営委員会、自治会館
防犯灯電気料金	250,000	246,544	3,456	防 犯 灯 電 気 代
防犯灯修繕費	0	173,800	-173,800	LED化により支出なし
事務費	100,000	89,141	10,859	班長会議・総会資料コピー代、事務用品
会議費	20,000	0	20,000	お茶代(班長会議・他)
渉外費	8,000	8,000	0	連協研修会費、ふるさとまつり祝儀、他
寄付金	40,000	40,000	0	日本赤十字社、共同募金、千葉市を美しくする会、歳末助け合い
慶弔費	21,000	21,554	-554	香 典
環境整備費	48,000	58,471	-10,471	石橋山、自治会館清掃謝礼(ゴミ袋、消しゴム)、他
防災会運営費	50,000	861	49,139	防 災 用 品
手数料	1,000	660	340	銀 行 手 数 料 、 他
予備費(繰越金)	752,459	633,959	118,500	
計	2,064,459	2,026,405	38,054	

令和7年度 仁戸名自治会館 収支予算書(案)

収入の部

項目	R7予算	R6決算	増減	摘 要
前年度繰越金	3,282,186	3,603,246	△ 321,060	預 金 + 現 金
会館運営費	240,000	240,000	0	100円×12ヶ月×200世帯(自治会より)
会館使用料	30,000	38,000	△ 8,000	令和6年4月～令和7年3月
預金利息	1,000	1,397	△ 397	
収入合計	3,553,186	3,882,643	△ 329,457	

支出の部

項目	R7予算	R6決算	増減	摘 要
電気料金	160,000	151,912	8,088	東京電力(従量、低圧)
ガス料金	12,000	10,502	1,498	東京ガス
水道料金	23,000	21,026	1,974	千葉県水道局
下水道料金	0	0	0	※水道料金に統合
防災関係費	0	0	0	
改修修理費	10,000	406,960	△ 396,960	1階床板張り替え
管理費	55,000	5,000	50,000	防火設備点検、謝礼(セブンイレブン)
運営雑費	5,000	5,057	△ 57	消耗品、他
支出合計	265,000	600,457	△ 335,457	
繰越金(収入-支出)	3,288,186	3,282,186		

役職	担当班	所属班	名前	備考
会長				
副会長	1～6 班(環境係)			
副会長	7～11 班(会館係)			
副会長	12～16 班(会館係)			
会計				
会計監査				
顧問				
自治会館館長				
自治会館会計				

班長・副班長

◎印は毎月の役員班長会に出席する代表

班名	班長氏名	備考	副班長氏名	備考
1				
4				
2				
3				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				

仁戸名自治会防災会防災計画(案)

1. 目的

この計画は、仁戸名自治会防災会の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的・物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集・伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食・給水に関すること。

3. 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

会長	├──	1 ～ 6班副会長: 情報	班長(情報の収集・伝達)
		: 消火	班長(消火器等による消火)
	├──	7 ～ 11班副会長: 救出救護	班長(負傷者の救出救護)
		: 避難誘導	班長(住民の避難誘導等)
	└──	13～16班副会長: 給食・給水	班長(給食・給水活動)

* 班員は各班の班長とし、副会長が不在の場合は、班長が任務を代行する。

4. 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次の防災知識普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震・火災・水害等についての知識に関すること。
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- オ その他防災に関すること。

(2) 普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

- ア 広報誌・パンフレット・リーフレット・ポスター等の配布
- イ その他の方法

(3) 実施時期

火災予防運動期間・防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行う。

5. 防災訓練

大地震等の災害に備えて、消火・避難・救出救護等が迅速かつ的確に行われるようにするために、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

- ア 消火訓練
- イ 避難訓練
- ウ 救出・救護訓練
- エ その他訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施にあたっては、役員会でその目的、実施要領等を事前に確認する。

(5) 訓練の時期

訓練は原則として防災関係機関の協力のもとに、春季及び秋季の火災予防運動期間中、並びに防災の日に実施する。

6. 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急処置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関・報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認められる情報を地域内住民、防災関係機関等へ伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、テレビ・ラジオ・有線電話・携帯電話・伝令等による。

7. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては主として次の事項について点検整備する。

- ア 火気使用設備器具の整備およびその周辺の整理整頓状況
- イ 可燃性危険物品等の保管状況
- ウ 消火器等消火機材の整備状況
- エ その他建物等の危険個所の状況

(2) 初期消火

消火班員は地域内に火災が発生した場合は、迅速に初期消火に協力する。

8. 救出救護

(1) 救出救護活動

救出救護班員は建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じた場合は、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関等への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ア ジェイコー千葉病院
- イ 千葉東病院

(3) 防災関係機関の出勤要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出勤を要請する。

9. 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、または生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

千葉市長の避難命令がでたときまたは、防災会会長が必要があると認めたときは、防災会会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、防災会会長の指示に基づき、地域住民を避難地に誘導する。

(3) 避難路及び避難地

1 次避難地は仁戸名第3公園とし、災害の状況によって以下の避難所を適宜利用する

ア 避難路：大網街道経由

イ 避難所：千葉市指定は仁戸名小学校。(状況に応じて自治会館も利用する)

10. 給食・給水

避難地等における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員は、市から配布された食料、地域内の家庭または米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

令和7年度・仁戸名自治会防災会役員名簿

役職名	氏名	備考
会長		
情報班長 消火班長		
救出救護班長 避難誘導班長		
給食・給水 班長		
幹事		

※毎年予算に備品、備蓄品予算を計上する。また防災訓練、避難所訓練などを行う。

近い将来、大規模な震災が発生するという前提に立ち、現実的な防災行動ができるよう、班長会議の中で随時協議を行い、その進捗状況は随時回覧などにて会員に報告するものとする。また、その協議の中で早急な防災装備の充足の必要性が認められた場合は、予算の執行を行えるものとする。

令和7年4月1日一部(役員)改定

仁戸名自治会会則(案)

- (名称)
- 第1条 本会は仁戸名自治会と称し、事務所を会長宅におく。
- (目的)
- 第2条 本会は会員お互いの親睦をはかり、清潔で明るい住み良い町を作りもって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
- (会員)
- 第3条 本会の会員は地域内の会費を納めた世帯の居住者を以って構成し、班長を各班から1名選出する。ただし、役員班長会への出席者は構成世帯の状況により隣接する班と合体して年度当初に代表を選出することができる。
- 第4条 第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 相互扶助に関する事。
 2. 防災活動に関する事。
 3. 保健衛生に関する事。
 4. 保守自警に関する事。
 5. その他目的達成に必要と認める事項。
- (役員)
- 第5条 本会に次の役員を置き、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
補欠の任期は前任者の残期間とする。
会長: 1名
副会長: 3名(うち、1名が環境衛生部長を兼任、2名が自治会館役員を兼任)
会計: 1名 (H30.4.1 改定)
会計監査: 1名
- (役員の仕事、選出)
- 第6条
1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。
 3. 会計は会長の指示を受け、会計を処理する。
 4. 会計監査・部長は会長の指示を受け、仕事を遂行する。
 5. 各役員は役員班長会で推薦し総会において選出の承認を得るものとする。(R6.4.1 改定)
 6. 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長の要請により会長経験者が就任し、会長の要請により会議などに出席する。
- (会議)
- 第7条
1. 本会の会議を定期総会、臨時総会、役員会、役員班長会の4種類とする。定期総会、臨時総会は会の最高意思決定会議とする。
 2. 会議は会長が招集し、会長が議長となる。その決議は過半数の同意を以て成立する。賛否同数の場合は会長がこれを決する。
 3. 定期総会は毎年1回 4月3月下旬~4月初旬に開き、当該年度の事業報告、決算の認定承認、翌年度の事業計画及び予算の決定承認、その他を審議する。(R7.4.1 改定)
総会は会員の過半数の出席をもって成立する。
 4. 臨時総会は必要と認めるときまたは会員の3分の1以上から請求があったとき、会長が招集する。
 5. 役員会は役員過半数の出席を以て開会し、会の運営その他必要事項を審議する。
 6. 役員班長会は総会を代行する実質の会務執行会議とする。役員と班長の過半数の出席を以て開会し会の運営その他必要事項を審議、議決する。総会議案の審議もこの会議で行う。

(会計)

- 第8条 1. 本会の経費は会員の会費および寄付金、その他収入を以てこれに当てる。
2. 本会の会費は1世帯につき月額300円、うち100円は自治会館運営費に充当するものとし、年額3,600円を班長が年度当初に集金し会計に納入する。但し、途中入会、途中退会が見込まれる場合については月割りで納入することができる。
3. 既納の会費は理由の如何を問わず返戻しないものとする。
4. 本会の会計は毎年3月に行う会計監査の翌日に始まり会計監査日で終わる(H29.4.改定)
5. バス旅行については、自治会からバス代金相当経費の半額相当を補助する。(R4.4.1 改定)
6. 地区運動会については、弁当・おやつ代を自治会から全額補助する。(R2.4.1 追加)
7. 新年会については、自治会から半額相当を補助する。(R2.4.1 追加)
8. 個人で行った自治会運営に関わるコピー・印刷代金はモノクロA4用紙1枚あたり5円として自治会に請求できる(R4.4.1 追加、R6.4.1 改定)
9. 繰越金は1年分の会費収入相当金額を目安に運営することとする。(R4.4.1 追加)

(防災組織)

- 第9条 1. 本会の下部組織として防災会を設置する。
2. 防災会は「防災会規約」ならびに「防災会防災計画」によって活動する。
3. 防災会の役員は自治会役員ならびに班長とし、会計は自治会会計に含むものとする。

附則

1. この会則は昭和36年6月より実施する。
2. 本会則に定めるものの他本会運営についての必要事項は役員班長会の決議を得て会長が定める。
3. 会員及びその家族が逝去した場合、弔意として香料3,000円を供える。
4. 火事見舞い1戸当たり5,000円を見舞金とする。
5. 役員に対して活動費を支払う。(年額)
会長:30,000円 (H28.4.1 改定)
副会長:5,000円 会計:5,000円 班長:3,000円

(個人情報保護)

- 第10条 1. 本会の会員は知り得た個人情報を公開・譲渡・漏えいしてはならない。
個人情報とは、住所・氏名・電話番号・生年月日・メールアドレス・家族構成・マイナンバーその他のプライバシー情報をいう。

- 第11条 1. 本会は、別途定める「仁戸名自治会館管理運営規定」に基づき、仁戸名合同自治会館を管理運営する。(H29.4.1 追記)(H30.4.1 改定)

改定

昭和62年3月28日一部改定	平成13年12月1日一部改定
平成17年4月9日一部改定	平成18年4月8日一部改定
平成19年4月7日一部改定	平成21年4月4日一部改定
平成22年4月3日一部改定	平成23年4月2日一部改定
平成24年3月31日一部改定	平成25年3月30日一部改定
平成27年3月28日一部改定	平成28年4月2日一部改定
平成29年4月1日一部改定	平成30年4月1日一部改定
令和2年4月1日一部改定	令和4年4月1日一部改定
令和6年4月1日一部改定	令和7年4月1日一部改定

仁戸名自治会防災会規約

(名称)

第1条 この会は、仁戸名自治会防災会(以下「本会」という)と称する。
(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は仁戸名自治会会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という)による被災の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)防災に関する知識の普及に関すること。
- (2)地震等に対する災害予防に関すること。
- (3)地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等、応急対策に関すること。
- (4)防災訓練の実施に関すること。
- (5)防災機材等の備蓄に関すること。
- (6)その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、仁戸名自治会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1)会 長(仁戸名自治会会長が兼務) 1人
 - (2)副会長(仁戸名自治会副会長が兼務) 3人
 - (3)幹 事 若干名
- 2 役員は、会員の互選による。(R6.4.1 削除)
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括し地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長が不在の時はその職務を行う。
- 3 幹事は、役員会の構成員となり会務の運営にあたる。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回仁戸名自治会総会に併せて開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が召集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。

- (1)規約の改正に関すること。
 - (2)防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3)事業計画に関すること
 - (4)その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その他付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長・副会長・幹事によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し実施する。
 - (1)総会に提出すべきこと。
 - (2)総会により委任されたこと。
 - (3)その他役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1)地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2)防災知識の普及に関すること。
 - (3)防災訓練の実施に関すること。
 - (4)地震等の発生時における情報の収集伝達・出火防止・初期消火・救出救護及び避難誘導に関すること。
 - (5)その他必要な事項

(会費)

第12条 本会の会費は、仁戸名自治会費に含むものとする。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、自治会費その他の収入をもってこれにあてる。

付則

この規約は、平成13年12月1日から実施する。

令和6年4月1日一部改定

仁戸名自治会館管理規則(案)

第1条 この規則は、仁戸名町内自治会合同会館仁戸名自治会館の管理に関する事項を定める。

(H29.4.1)

第2条 この会館は、仁戸名町内自治会合同会館仁戸名自治会館(以下「会館」という。)と称する。

(H29.4.1)

第3条 この会館は、主として小沢台自治会、笹見沢町内会、仁戸名自治会及び仁戸名住宅自治会の会員の相互連絡と研修、親睦を図るために使用することを目的とし、冠婚葬祭にも利用することができる。(H29.4.1)

第4条 この会館の運営については、運営委員会(以下「委員会」という。)を構成し、各町内自治会より2名の委員を選出する。但し、仁戸名住宅自治会は1名の委員とする。(H29.4.1)

第5条 委員会の委員は次のように定め、分担する。

館長1名、副館長2名、会計1名、監査2名、防火管理者1名。

館長、副館長、会計及び監査、防火管理者は、委員の互選とする。

第6条 委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第7条 この会館の維持管理に必要な経費は、各町内自治会会館運営負担金並びに会館使用料、補助金及び寄付金をもって運営する。

第8条 会計年度は、毎年度4月1日から翌年3月31日(或いは監査日)までとする。

第9条 年度末に委員会において決算報告を行い、各町内自治会に報告する。

第10条 委員会は必要の都度開催するものとし、委員会は館長または自治会長が招集する。

第11条 清掃担当自治会はそれぞれの責任において運営委員会は会館の予約管理・運営管理・
防火管理・自主点検を行うものとする。(H30.4.1)

清掃日は原則として毎月第2日曜日の午前中に行うものとし、その時間帯を休館とする。

第12条 この規則の改正は、委員会班長会議において行うものとする。(R7.4.1 改定)

・この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

・この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

・この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

・この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

・この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

以上

仁戸名自治会館使用規程

第1条 この会館を使用するときは、本規程の定めるところによる。

第2条 この会館の使用に際しては、概ね使用3日前までに所定の申込み用紙 に必要な事項を記入して館長に提出し、その承認を得るものとする。

第3条 公序良俗に反する会合及びこの会館の使用目的に反すると思われる会合は承認しない。

第4条 使用中、建物、備品等を損傷又は紛失した場合は、弁償しなければならない。

第5条 使用者は、下記の事項を遵守しなければならない。

1. 建物、備品等の共有財産を損傷しないようにすること。
2. 特に火気の取り扱いに注意し、防災に務めること(ガスの元栓を閉めること。)
3. 使用時間を守り、特に夜間使用者は、近隣住民に迷惑をかける行為をしないこと。
4. その他館長の指示に従うこと。

第6条 使用者は、使用開始及び終了のときは必ず館長に届け出るものとする。

第7条 会館の使用時間は、原則として午前9時より午後9時30分までとする。

第8条 会館を使用するときは、別表1に定める使用料を徴収する。

第9条 使用料は申込みと同時に館長に納入する。但し、使用を中止した場合は使用料を返還する。

第10条 会館の使用は、申込み順とする。但し、第8条の使用の場合は話合いで変更でき、又緊急を要する使用の場合は、変更することがある。

別表1 使用料金表 ※自治会主催行事・会議は無料とする。

使用箇所		種 別	原則・3H/回	延長・1H当り
使 用 料 金	1階ホール	A 会員	1,000円	250円
		B 会員以外	2,000円	500円
		C 会員※	500円	130円
	2階和室 1室当り	A 会員	500円	130円
		B 会員以外	1,000円	250円
		C 会員※	500円	70円

※Cは、自治会の婦人会・老人会クラブ・子ども会行事とする

※延長は基本的に2Hまでとするが、館長の判断によりさらに延長も可能とする。

調理場使用料金1回当り500円(料理教室等調理場を使用しながら他の部屋を使用する場合)

付 則(制定・改正・改定履歴等)

- ・制定 昭和60年4月1日
- ・改定 平成元年3月31日
- ・改定 平成8年4月1日
- ・改定 平成14年4月1日
- ・改定 平成15年4月1日
- ・改定 平成19年5月1日
- ・改定 平成29年4月1日
- 以上

仁戸名自治会の歩み

	年	会長	世帯数	自治会費(円)	会館建設積立(円)	備考	バス旅行他
1	昭和36年6月		42	50		自治会設立	
2	昭和37年4月		50	50			
3	昭和38年4月		50	50			
4	昭和39年4月		67	70			
5	昭和40年4月		86	70			
6	昭和41年4月		95	70			
7	昭和42年4月		88	70		ハレホール大会準優勝	
8	昭和43年4月		96	70			新舞子浜
9	昭和44年4月		106	70			興津海岸
10	昭和45年4月		106	70			興津海岸
11	昭和46年4月		108	100			興津海岸
12	昭和47年4月		108	100			
13	昭和48年4月		115	100			
14	昭和49年4月		132	100			
15	昭和50年4月		126	130	20		
16	昭和51年4月		123	150	20		
17	昭和52年4月		133	170	30		
18	昭和53年4月		122	170	30	緑自治会を合併	
19	昭和54年4月		166	170	30		
20	昭和55年4月		179	170	30		
21	昭和56年4月		166	170	30	石橋山市民の森完成	
22	昭和57年4月		163	170	30		
23	昭和58年4月		191	220	30	仁戸名団地入居開始	
24	昭和59年4月		189	220		自治会館完成(以後自治会費に管理費50円を含む)	
25	昭和60年4月		195	250			
26	昭和61年4月		207	250			
27	昭和62年4月		220	250			
28	昭和63年4月		220	250			

	年	会長	世帯数	自治 会費 (円)	会館建設 積立(円)	備考	バス旅行他
29	平成元年4月		238	250		16 地区体育大会 3 位 入賞	
30	平成2年4月		238	250		市長より30周年の感謝 状を受賞、総務庁統計 局長より感謝状受賞 (国勢調査)	
31	平成3年4月		265	250			マザー牧場
32	平成4年4月		252	250			葛西臨海水 族館
33	平成5年4月		251	250			大原オレンジ ランド
34	平成6年4月		247	250			宗吾霊堂他
35	平成7年4月		262	250		国勢調査	房総の村他
36	平成8年4月		257	250			犬吠崎
37	平成9年4月		257	250			花の美術館 他
38	平成10年4月		253	250			
39	平成11年4月		250	250			
40	平成12年4月		250	250		国勢調査	新年会
41	平成13年4月		256	250		防災会の設立	新年会
42	平成14年4月		253	250		婦人会解散	新年会
43	平成15年4月		253	250		市長から自治会館運営 に対する感謝状を受賞	新年会
44	平成16年4月		249	250			新年会
45	平成17年4月		243	300		自治会館管理費100円 に値上げ。国政調査 市長から5年の会長活 動に対する感謝状受賞	新年会
46	平成18年4月		235	300		厚生年金社宅廃寮	新年会
47	平成19年4月		228	300		森ハイツ・セントラルハ イツ入居者退会	新年会
48	平成20年4月		227	300			新年会
49	平成21年4月		226	300		石橋山緑地(仮称)が 都市公園として完成	新年会
50	平成22年4月		224	300		国勢調査・消火器交換	新年会
51	平成23年4月		221	300		浄化槽跡宅地化、調整 池跡宅地化、第3公園 前宅地化(川戸町)	新年会
52	平成24年4月		207	300		アパートは個別加入へ	バス旅行・ 新年会

	年	会長	世帯数	自治 会費 (円)	会館建設 積立(円)	備考	バス旅行他
53	平成25年4月		212	300		川戸町新住宅編入 合同会館1階ホールエ アコン設置(ダイキン社 製)、屋根・外壁補修	バス旅行・ 新年会
54	平成26年4月		214	300		防災発電機購入	バス旅行・ 新年会
55	平成27年4月		214	300		国勢調査・防災講習	バス旅行・ 新年会
56	平成28年4月		210	300		7班分割新9班結成・ 自治会館単独運営・防 犯灯LED化・非常用ト イレセット購入	バス旅行・ 新年会
57	平成29年4月		205	300		竜神溪谷バス旅行 保存飲料購入 地区レクスポ3位入賞	バス旅行・ 新年会
58	平成30年4月		201	300		11・12班合併、17班 消滅(川戸町へ)	バス旅行・ 新年会
59	平成31年4月		209	300		11・12班分離	バス旅行・ 新年会
60	令和2年4月		205	300		国勢調査 新型コロナまん延	中止
61	令和3年4月		196	300		7班・8班合併	中止
62	令和4年4月		199	100		新型コロナ自粛	中止
63	令和5年4月		195	200		レクスポ不参加、新年 会・研修会中止 餅つき(試し)	勝浦鴨川バ ス旅行
64	令和6年4月		200	300		アパート会費徴収開始 自治会館1階床上張り 餅つき(子ども会共催)	高尾山バス 旅行
65	令和7年4月		201	300			

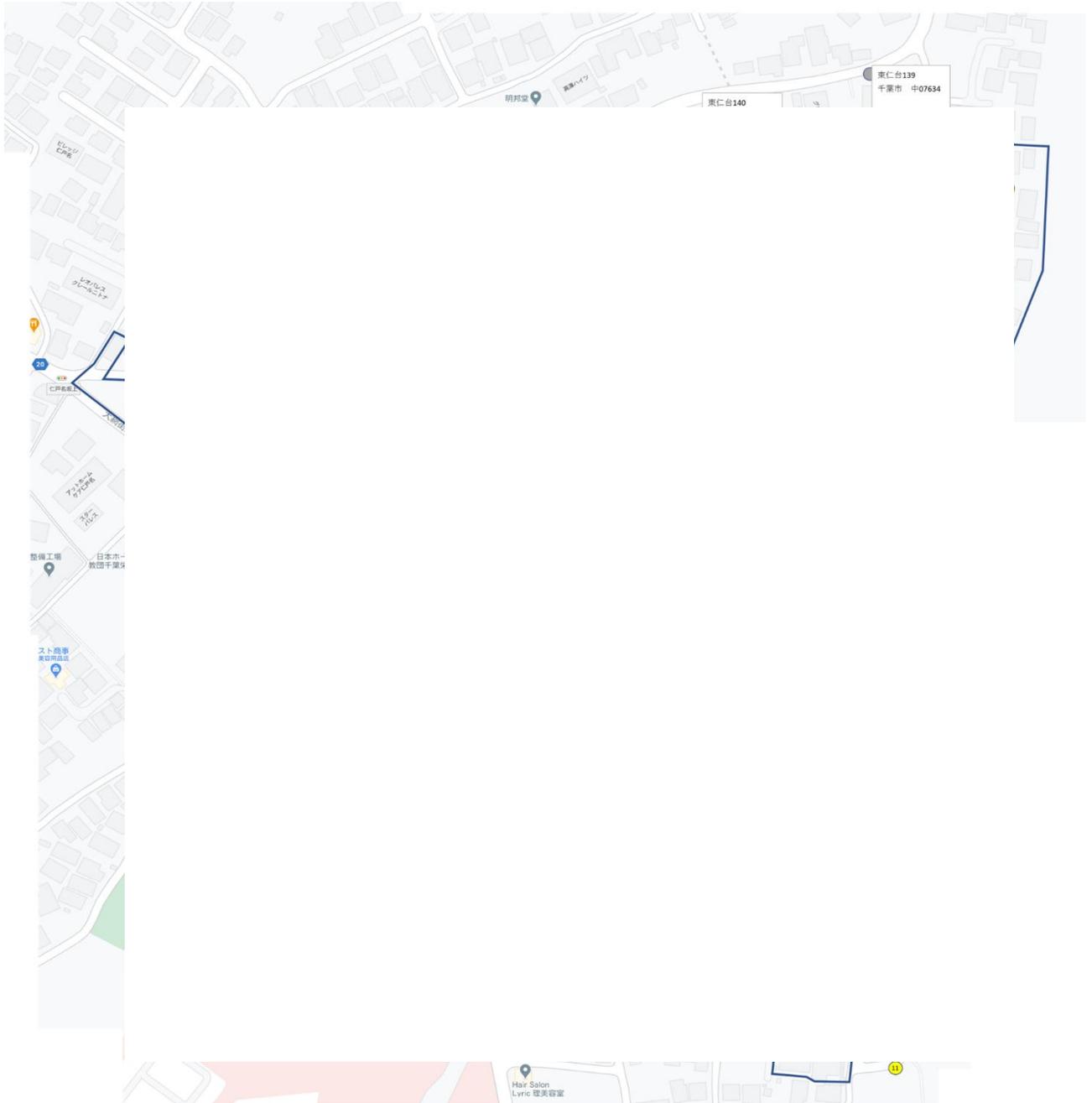
仁戸名自治会世帯数(令和7年3月10日現在)

班名	世帯数	備考
1	15	
3	9	
4	11	
5	11	
6	12	
7	20	令和3年度7班と8班を合併し、新7班とした
9	9	
10	19	
11	14	
12	11	平成30年度11班と合併 平成31年度再び分離
13	14	
14	21	
15	20	
16	15	
合計	201	

仁戸名自治会マップ

2025. 3. 30版

● 防犯街灯(75灯) ● ごみステーション(16カ所)



防犯街灯(75灯)の新設・撤去、維持管理、電気代は自治会が自治会費で賄っています。

ごみステーション(16カ所)の新設・撤去、維持管理は自治会が自治会費で賄っています。

仁戸名自治会 防災用品・備品 目録

R7年3月 更新

物品名	年度		備考
防災備蓄倉庫	H25年度	2013年度	
カセットガスボンベ式発電機	H26年度	2014年度	1台
ー(なし)	H27年度	2015年度	
非常用トイレセット	H28年度	2016年度	300セット
チェーンソー	//	//	1台
保存用飲用水	H29年度	2017年度	2L×60本、2023年1月期限
テント	H30年度	2018年度	2張
//	R1年度	2019年度	上記と同型 2張
仮払い機	R2年度	2020年度	1台
ー(なし)	R3年度	2021年度	
寝袋(二人用)	R4年度	2022年度	5セット(10人分)
噴霧器	//	//	1台(除草剤用)
電動ノコギリ	R5年度	2023年度	1台
布団(寄付品受け入れ)	R5年度	2023年度	10組(リース業者クリーニング済寄付品)
災害用トイレセット(袋、薬剤)	R5年度	2023年度	100回×10箱(役所→仁小避難所寄付品)
コピー機	R5年度	2023年度	中古購入(複合プリンタ)
植木バリカン	R6年度	2024年度	中古(N班 OOさんより寄贈)
保存用飲用水	R6年度	2024年度	2L×12本、2026年12月期限 12L×11箱(期限切れ品仁戸名小より受入)

班長の仕事 令和7年度の班長さんへ

1. 各種周知事項

①令和6年度班長から令和7年度班長への引継ぎ

・総会(3月30日)までに、それぞれの班で実施してください。

回覧版、各種申込用紙、訃報の用紙、会費領収書、入会申込書など
用紙がない場合は、会長まで連絡願います。

・消火器について。令和2年度から班長宅への設置をしないことになりました。
まだ使える(有効期限内のもの)は次の班長さんへ引継ぎを推奨しますが、不
要の場合は自治会館の玄関脇に置いてください。

②班長会議

毎月第1日曜日の19時(夜7時)～自治会館。毎回の案内はしません。

但し、1月と5月だけは第2日曜日とします。(班長会議で都度お知らせ)

③自治会館予約窓口・・・館長 ○○さん 電話:

④回覧の回し方

通常は班長会議で配布します。

7班、14班、15班は世帯数が多く、班を二つに分けて回覧する為、2部ずつ
配布します。

臨時の回覧については、<会長⇒副会長⇒班長⇒会員世帯>とします。

⑤新規入会・退会の取り扱い

入会:入会申込書を記入してもらい、3月までの月割会費(300円/月)を載せて
領収書を渡し、班長会議で会計へ渡してください。

退会:口頭で会長までお知らせください。

⑥廃品回収

毎月第3日曜日、9時頃に巡回放送、10時までにごみ置き場か自宅前に目
立つように出してください。古着は濡れないようにしてください。

少雨実施。巡回放送がなければ中止と考えてください。

⑦石橋山、自治会館の清掃当番(毎月第2日曜日)

当番の割り当て日程は総会資料を参照のこと。

荒天による順延は、その時の当番の判断に任せます。

毎月の班長会議で、次の当番班へ石橋山倉庫・自治会館の鍵と参加者名簿
ファイルを引き継いでください。班長さんはできるだけ事前に各世帯に参加依
頼文をポスティングしてください。

★年度初回の4月13日(日)の当番(石橋山:11・12班、自治会館:3・4班)
通常は班長会議で次の当番へ引継ぐが、1月と5月だけは班長会議が清掃日と同じ第2日曜日の夜なので(清掃は朝9時～)、12月と4月の当番は、清掃が終了次第、次月の当番へ引継いでください。

2. 訃報の取り扱い

班内で訃報が発生したら、班長は喪主さんに一切の回覧をしないか、班だけ回覧か自治会全体回覧か希望を確認します。班だけ回覧を希望する場合は「訃報」の用紙に記入し、速やかに自分の班内を回覧し、同時に会長宅へ1部を届けてください。全体回覧の場合は会長が必要部数をコピーし副会長経由で全体回覧します。コピーが必要な場合はセブンイレブンなどでコピーし、領収書(レシート)を貰い次回の班長会議で会計と清算してください。一切の回覧を希望しない場合も、会長だけには班長会議や電話などで知らせてください。

①お通夜又は告別式には、できるだけ各班長がお香典(3,000円)をもって参列し(後日、自宅へお届けしても構いません)、班長会議で清算してください。

②訃報の回覧用紙は、前班長から引き継いでください。(ない場合は会長へ)

3. 会費徴収のお願い

班ごとに<300円×12カ月=3,600円/1世帯>全世帯に領収書を渡して集金し、6月1日の班長会議を締め切りとして会計へ納めてください。また集金時に最新世帯状況を確認し班名簿を訂正のうえ、6月1日の班長会議に提出してください。年度途中で退会する場合は、返金しません。年度途中で入会する場合は、3月末までの月割計算となります。

4. 各種書式用紙の配布(不足している場合は会長に申し入れしてください)

入会案内、会費領収書、訃報など。

清掃当番の案内は、各班でそれぞれ作成してもらっています

5. ゴミステーションのペットボトルキャップの回収袋が一杯になったら、自治会館の玄関脇の置き場まで持ち寄ってください。

6. 新規転入世帯があった場合、自治会加入を勧めてください。

※防犯街灯の管理・電気代の支払い、ゴミステーションの管理、石橋山の管理、回覧などは自治会が行っています。(入会にあたっての案内文書が用意してあります)

◎第1回班長会議

3月30日(日)18時からの総会終了後、自治会館にて

以上。